

別記 1

6次産業化の推進体制整備事業

第 1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 6次産業化等に関する戦略の策定

(1) 事業内容

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、協議会（以下「6次産業化・地産地消推進協議会」という。）を組織し、次のアからケまでに掲げる事項を含むその区域における6次産業化、農商工連携及び地産地消（以下「6次産業化等」という。）の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市町村戦略」という。）を策定（更新を含む。以下同じ。）又は策定に向けた検討を行い、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとする。

なお、戦略を策定した都道府県又は市町村は、戦略に基づく農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催することができるものとする。

（注）「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構わない。

また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を活用することも可能とする。

複数の市町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができる。

ア その区域内の農林漁業及び6次産業化等についての現状と課題

（注）市町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、どのような6次産業化等の取組が進められているのか、どのような課題があるのか等を記載すること。

イ アの現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針（2に掲げる取組の方針を含む。）

（注）地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針等を記載すること。

ウ 今後（5年後程度）の6次産業化等推進の成果目標（売上げ、6次産業化等に取り組む事業者（以下「6次産業化事業体」という。）の数等）

（注）6次産業化等の実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の加工品の

売上げ、新商品開発に取り組む事業体数、六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）をいう。以下同じ。）第 5 条の認定を受けた総合化事業計画の事業者数等の目標値及び当該目標値により生み出される地域経済効果（ビジョン）について記載すること。

エ 地域の特性を生かして 6 次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はこれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を開発及び生産する際に用いる加工の技術並びに当該新商品の販路開拓等の方向性

（注）地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのか等の方向性について記載すること。

オ 育成を図る 6 次産業化事業体等の将来像

（注）小規模農家等の集団化による集落営農を法人化することを通じた育成、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した育成、女性の力を活用した育成等を記載すること。

カ 市町村が 6 次産業化事業体を支援するために行う施策

（注）新商品開発、販路開拓、人材育成、農林漁業者等と 2 次・3 次事業者との交流など、市町村の単独事業で支援するもの等を記載すること。

キ 国等の支援施策の活用方策

（注）必要に応じて記載すること。

ク 戦略の効果検証及び見直しに関する取組

（注）必要に応じて記載すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、6 次産業化等を推進するために必要な事項

（注）必要に応じて記載すること。

（2）交付対象経費

6 次産業化・地産地消推進協議会開催費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費等）、交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等）、通信費、消耗品費等

2 人材育成研修会の開催

（1）事業内容

経営感覚を持って 6 次産業化等の事業に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）雇用の促進等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6 次産

業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する。

なお、講義の内容及び実施期間については、平成 27 年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」の内容及び実施期間を参考とすることとし、インターンシップ研修の実施期間については 2 週間程度とする。ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りにおいて、地域の実情を踏まえた内容及び実施期間を設定しても構わないこととするが、研修生が講義とインターンシップ研修のいずれも受講する内容とすること。

また、本研修会取組後に、研修を受けた農林漁業者等に対し、6 次産業化等への取組状況等について、聞取調査又はアンケート調査を行う。

(2) 交付対象経費

管理運営費(人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等)、開講実施費(会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)等)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生損害保険料等)、通信費、消耗品費等

第 2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 6 次産業化等に関する戦略の策定

ア 事業実施主体

都道府県及び市町村

イ 交付率

定額

(2) 人材育成研修会の開催

ア 事業実施主体

都道府県及び戦略策定市町村(第 1 の 1 の市町村戦略を定めた市町村をいう。以下同じ。)

イ 交付率

定額

第 3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とする(事業実施年度とすることも可能とする。)

2 成果目標は、第 1 の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第 4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 第1の2に掲げる事業が、特定の資格取得を目的に実施されるものでないこと。また、講義の内容については、HACCP及び衛生・品質管理に係るものは必ず含めるとともに、商標や地理的表示等ブランド戦略に関する権利取得や手続方法、障害者雇用の促進等に係るものは必要に応じて含め、6次産業化等の取組を行う上で実践的な知識の習得に資するものであること。
- (2) 別記2の第1の5に掲げる事業に取り組もうとする市町村は、第1の1の事業により策定（更新を含む。）する市町村戦略に、直売所の売上げ向上に向けた取組方針、目標等を定めること。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会のうち都道府県段階におけるものについては、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びにその都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体（機構法第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。）の参加を求めること。
- (2) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会の開催に当たっては、地域の実情を踏まえ、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食品事業者、大学・介護施設等の関係者等の参加を得て、農林水産物等の加工・直売、輸出、施設給食における利用、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用など地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針等の検討を行うこと。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（4の（1）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県及び市町村が事業実施主体となる場合の職員の人件費
- (6) 第1の2の人材育成研修会の研修生の居住地（自宅及び集合場所等）から研修地（研修生を受け入れる研修先等）までの間の旅費（交通費、宿泊費等）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に

要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事に事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

5 契約の適正化

事業実施主体は、第1の1のうち6次産業化等に関する戦略の策定は委託して行わせることはできないものとする。また、第1の1のうち交流会の開催及び第1の2の人材育成研修会の開催の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は、本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第1号に基づき作成されたものをいう。以下同じ。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

(1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記

載すること。

(2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

(3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

(1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

(2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

(3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策

別記2

6次産業化の推進支援事業

第1 事業の内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 インバウンドを中心とする観光消費の促進

(1) 事業内容

インバウンドを中心とする観光客向けに新たなコンテンツ・魅力を提供することにより、地域の観光消費の促進を図るため、地場産農林水産物等（事業実施主体の属する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を活用した新たなメニューや新商品、新たな加工・収穫等体験サービスの企画・開発、安全性を確保するための成分分析、消費者評価会の実施等を行う。また、それらの新たなメニューや新商品、新サービスの情報を発信するため、インバウンド向けの多言語標示板の設置、広報ツールの作成等を行う。

(2) 交付対象経費

新たなメニュー・新商品・新サービスの企画・開発費（試作品、パッケージデザイン及び体験サービスの企画・開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、多言語標示板設置費、広報ツール作成費（資料印刷費、外国語ホームページ等作成費）、通信費、消耗品費等

2 経済活動としての農福連携の発展

(1) 事業内容

経済活動としての農福連携の発展を図るため、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の作業適性に応じた作業環境整備のための研修会の開催、障害者の作業マニュアルの作成、安全性を確保するための成分分析、障害者が参加した商品開発・販路開拓等の取組を行う。

(2) 交付対象経費

研修会費（講師謝金、講師旅費、会場借料）、作業マニュアル作成費（検討会出席謝金、開発員手当）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、販売促進展開費（会場借料、インターネットを活用した試験販売費、商品紹介資料印刷費、出展旅費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等

3 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進

(1) 事業内容

農林漁業者等と2次・3次産業が連携した加工・直売を推進するため、国産農林水産物等（国内において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を使用した業務用一次加工品等の製造・販売のために必要な調査・検討、業務用一次加工品等の新商品開発、安全性を確保するための成分分析、実需者評価会等を行う。

(2) 交付対象経費

調査・検討費（人件費、調査旅費）、新たなメニュー・新商品等開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、実需者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、通信費、消耗品費等

4 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 事業内容

ア 新商品開発

国産農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品（学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」という。）及び介護食品（スマイルケア食）を含む。）の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

イ 販路開拓の実施

(ア) 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行う。

(イ) 国産農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。

(2) 交付対象経費

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、インターネットを活用した試験販売費、販売促進展開費（会場借料、商品紹介資料印刷費、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、施設給食における導入実証費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等

5 直売所の売上向上に向けた多様な取組

(1) 事業内容

ア 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化及び経営改善を図るための検

討会や研修会の開催を行う。

イ 直売所で扱う国産農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催を行う。

ウ 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントを行う。

エ 直売所で効率的な集出荷システムを構築するための実証を行う。

(2) 交付対象経費

検討会・研修会の開催費（委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、ツアー等の企画費（観光事業者旅費、資料印刷費等）、新商品の消費者評価会開催費（会場借料、通信運搬費、消耗品費等）、販売企画費（会場借料、資料印刷費、試食材料費、通信運搬費、消耗品費等）、実証実験分析費（分析員手当、調査旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費）、実証実験実施費（実施員手当、会場借料、通信運搬費、消耗品費、ハンディPOS・バーコードプリンターレンタル費、集出荷用トラックレンタル費、集出荷用トラック燃料費、大型保温保冷库レンタル費、宅配ボックスレンタル費等）等

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」という。）

(2) 交付率

ア 第1の2の事業については定額（事業費の1/2以内とする。）

イ 第1の1から5までの事業（第1の2の事業を除く。）については定額（事業費の1/3以内（ただし、市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の（1）に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組（戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であつて、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。）にあつては、事業費の1/2以内）とし、第1の4の施設給食における導入実証の取組にあつては、1食当たり40円

を事業費の上限とする。)

- 2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書（別紙様式第12号）を都道府県知事に提出すること。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする（事業実施年度とすることもできる。）。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

- 1 採択基準
 - (1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
 - (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあっては、当該市町村が、市町村戦略を定めていること。
 - (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市町村が認めたものであること。
 - (4) 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合は、多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
 - (5) 第1の1の事業に取り組む事業実施主体が農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領第2に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員でないこと。
 - (6) 第1の1の事業に取り組む事業実施主体の取組が農泊地域協議会の取組に対しても観光消費の促進の効果をもたらす等の相乗効果が期待できるものであること。
 - (7) 第1の3の事業に取り組む事業実施主体は、販売を想定している事業者等と連絡・調整を行っていること。
 - (8) 第1の4の(1)のアの新商品開発にあっては、次のアからウまでを満たす

ものであること。ただし、施設給食及び介護食品（スマイルケア食）の取組にあつては、ア及びウに代わり、エを満たすものであること。

ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 開発した新商品にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。

エ 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであつて、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

(9) 第1の4の(1)のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

(10) 第1の4の(1)のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（4の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金

対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

(5) 市町村職員の人件費

(6) 第1の1から4の試作品の製造のための機械リースにおいて試作品の製造以外に使用可能な汎用性の高いもののリース料（例：パソコン、プリンター等）

(7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる

ものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第9の3及び第24の2の（2）に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第2号に基づき作成されたものをいう。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- （1）事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- （2）事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- （3）（2）を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- （1）事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- （2）事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- （3）（2）を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の1の（1）の新商品、2の（1）の商品開発、3の（1）の新商品開発、4の（1）のアの新商品の開発及び第1の5の（1）のイの新商品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益（以下別記2において「事業収益」という。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第16号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第16号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、第1の1の(1)の新商品、2の(1)の商品開発、3の(1)の新商品開発、4の(1)のアの新商品の開発及び、第1の5の(1)のイの新商品の開発に係る事業収益について、相当の収益を得たと認められるときは、

(1) 又は(2)により算定した額を、都道府県知事を経由し国庫に納付するものとする。

(1) 事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発、当該新商品の改良、介護食品の開発及び当該介護食品の改良(以下第8において「新商品開発等」という。)に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とする。

(2) 事業により開発された新商品又は介護食品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とする。

$$E_i = \{ (\Sigma A_i - \Sigma E_i) - (C - D) \} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき事業収益額

ΣA_i : 初年度から i 年度までの売上高の累計

ΣE_i : 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用(新商品開発等に要した費用を除きます。)の累計

C : 新商品開発等に要した費用の累計

D : 新商品開発等に関する交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とする。

② i 年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から $(i - 1)$ 年間を経過した日からの1年度間とする。

2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）をいう。）の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策

- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

地域での食育の推進事業

第 1 事業の内容等

第 4 次食育推進基本計画及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑧までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産物活用の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る次の 1 から 10 までの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に向けて目標⑨の達成に資するようにするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

[目標]

- ① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑤ 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ⑥ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ⑦ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ⑧ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ⑨ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす

(注) 目標② 農林漁業体験機会の提供の取組について、自然災害又は感染症対策により、オンライン又はデジタル媒体で行う必要がある場合は、農林漁業体験を実際に経験した者の増加によらない目標を設定することができるものとする。

目標⑤ 学校給食における地場産物活用の促進の取組について、事業年度に学校給食に地場産物を新たに導入する計画が無い場合は、地場産物等を使用する割合の増加によらない目標を設定することができるものとする。

目標⑨ 全事業の実施に伴う目標とする。

1 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。

(交付対象経費)

(1) 食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 地域の食育関係情報整備費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費

(3) 教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費

2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(交付対象経費)

(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

(2) アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費

3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試

食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

4 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、食材費(上限額50万円。調理体験の教材、展示、試食用)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

5 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) 教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金(運営補助)、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、種苗・生産資材費(実習用具等の消耗品費を含む。)、会場借料、食材費(上限額50万円。農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

(3) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費

賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費

6 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(交付対象経費)

(1) 献立の開発費

調理師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、食材費(上限額50万円)、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

(2) 食育授業費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(上限額50万円。調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

7 学校給食における地場産物活用の促進

学校給食における地場産物の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(交付対象経費)

(1) 生産者とのマッチング調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 生産者とのマッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

(3) 献立の開発及び試食会費

調理師及び講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（上限額 50 万円。給食を除く（給食に付け加えた試食は可））、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費

(4) 食育授業費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可））、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

8 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

(交付対象経費)

(1) ニーズ調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費

(3) マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

(4) 共食の場の提供（試験的实施）費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

9 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

（交付対象経費）

(1) 意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

10 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

（交付対象経費）

(1) 意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費

(2) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。
- と。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第 12 号を併せて都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出し、認定協議を行うものとする。

第 3 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までとする。
- 2 事業実施主体ごとの事業実施計画に基づく事業実施期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

第 4 採択基準

本要綱第 4 の 2 の事業ごとに定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業内容について、第 4 次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標の達成に資するものであること。
- 2 事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用できる汎用性があること及び同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

第 5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第 5 の 1 の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第 3 号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該事業実施計画を、その事業実施主体が所在する行政区域の都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第 4 の 2 及び別記 3 第 4 の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第 11 号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第 5 の 3 による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2) における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費。ただし、6の(1)ただし書の場合を除く。
- (3) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額。）
- (4) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (5) 実施に伴い相応の利益を得る可能性のある事業に関わる経費

5 人件費

交付金事業に要する人件費（交付金事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

6 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

本事業は、事業実施年度が目標年度となることから、本要綱第7の1の規定に基づき、事業実施状況の報告については、2の(3)の報告に代えるものとする。

2 事業成果の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号（別表3）により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書はその属する行政区域の都道府県知事に報告する。
- (2) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業成果の状況を点検し、成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させる。
- (3) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第14号（別表3）に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 農林水産省及び地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行うものとする。その際、都道府県に対して、ヒアリング等を実施することがある。

第7 交付金遂行状況の報告

交付要綱第14に定める交付金遂行状況の報告について、都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、交付要綱第15の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業実施主体の責務等

1 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- （1）本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局等に報告すること。
- （2）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （3）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （4）本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

別記 4

バイオマス利活用高度化の推進事業

第 1 事業の内容等

事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

バイオマスを活用したグリーン社会の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な以下の内容を支援するものとする。

(1) 事業化の推進

ア 調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

イ 基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

ウ 実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

エ 協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

(2) 効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設において、熱電併給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達が多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

2 交付対象経費

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

3 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工

業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であつて、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であつて、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

4 交付率

交付金の交付率は、定額（1の（1）については交付対象事業費の2分の1以内、1の（2）については定額）とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の額の上限を500万円とする。

5 採択基準

(1) 事業化の推進

ア 導入予定のバイオマス利活用施設について、別記9-1バイオマス利活用高度化施設整備事業の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること。

イ 当該事業の実施により、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること。

(2) 効果促進対策

ア 施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、次に掲げるいずれかの課題解決を

図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること。

- (ア) 熱電併給による農林水産関係施設への供給等に取り組む場合
 - (イ) 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合
 - (ウ) 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合
 - (エ) エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合
- イ 取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）としてとりまとめること。

第2 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付対象としないものとする。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 拠点となる事務所の借上経費
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 交付決定前に発生した経費（2の（1）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (7) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (8) 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費
- (9) 実施設計支援事業については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむ

を得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1)ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
(2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第3 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。また、第1の1(2)の事業にあつては、第1の5(2)イに基づき作成した報告書をあわせて添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、本要綱第7の3の規定に基づき報告のあつた第1の1(2)の事業に関する事業成果を公表できるものとする。

第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）に関する整備状況報告書（別紙

様式第 17 号) を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第 5 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 6 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 2 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 3 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

第7 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等

財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別記5

メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業

第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

本事業は、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥及び食品リサイクルたい肥等（以下「バイオ液肥等」という。）を肥料としてほ場で利用するにあたって、実際にほ場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な以下の取組を支援するものとする。

ア 肥効分析

イで用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。

エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局

長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率

交付金の交付率は、定額とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の額の上限を500万円とする。

第3 目標年度及び事業目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 事業目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体が他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わ

せる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書（別紙様式第5号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及び当該事業に要する経費）

第5 事業実施状況の報告

本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、その実施する事業を終了した年度から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第14号に規定された項目）について報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 2 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 3 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

第9 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書（別紙様式第5号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交

付金の特認団体認定申請書（別紙様式第 12 号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

- (2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行

ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

フードバンク活動の推進事業

第1 事業の内容等

本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動（家庭から発生する余剰食品を提供するフードドライブ活動に関する取組を除く。）の発展に向け、次の1又は2の取組を支援するものとする。

1 検討会の開催等

(1) 事業内容

次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。

ア 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。

イ 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。

ウ 普及啓発の実施

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

エ 人材育成の実施

フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンクでの現地研修の受講等の取組を行う。

オ 連携強化の実施

他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。

カ 報告書の作成

アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(2) 交付対象経費

交付対象となる経費の範囲は、(1)のアからカまでそれぞれにつき、以下のとおりとする。

ア 検討会の開催等

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 研修会等の開催

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び

消耗品費

ウ 普及啓発の実施

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、普及啓発資料作成費（資料作成に係る事務局員手当及びデザイン費を含む。）及び消耗品費

エ 人材育成の実施

講習会等受講費（講習会受講料、研修指導謝金）及び受講者旅費

オ 連携強化の実施

講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費

カ 報告書の作成

印刷製本費

2 フードバンク活動支援

(1) 事業内容

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

(2) 交付対象経費

次に掲げる賃借料とする。

ア 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等の賃借料

イ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料（燃料を除く。）

ウ 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（別紙様式第6号）を提出する際、別紙様式12号（特認団体認定申請書）を併せて都道府県知事又は食料産業局長が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度までとする。

第4 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする（事業実施年度とすることも可能とする。）。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 以下のいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。
- ① 令和3年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと
- ② 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること
- (5) 以下に掲げる事業において3回以上補助を受けたことのある団体でないこと。
- ア 平成22年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- イ 平成23年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- ウ 平成24年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- エ 平成25年度 食品産業環境対策推進事業 食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業）
- オ 平成26年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業）
- カ 平成27年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業

- キ 平成 28 年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業
- ク 平成 29 年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動の推進事業
- ケ 平成 30 年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク活動の推進事業
- コ 平成 31 年度 食料産業・6 次産業化交付金 フードバンク活動の推進事業
- サ 令和 2 年度 食料産業・6 次産業化交付金 フードバンク活動の推進事業

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 補助金の交付決定前に発生した経費（ただし、7（1）のただし書により、交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 技術の実証を行うための経費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県又は食料産業局長が認める団体（以下「都道府県等」という。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6 次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第 15 号）を都道府県知事等に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主

体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書（別紙様式第6号）に添付し、都道府県知事等の承認を得るものとする。

ア 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）

イ 委託契約書の案（委託する事業の内容及び当該事業に要する経費）

- (2) 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第6号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。なお、委託して行わせる範囲は、事業区分毎の事業費の2分の1を超えてはならない。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第6 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第6号により事業実施計画を作成するものとする。

- (2) 都道府県知事等は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記6第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県等事業実施計画を作成するものとする。

- (3) 都道府県知事等は、(2)により作成した都道府県等事業実施計画を、都道府県知事にあっては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあっては食料産業局長に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。

- (4) 都道府県等事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。

- (5) 食料産業局長及び地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、(2)における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものと

する。

2 フードバンク推進事業に係る都道府県等の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事等は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事等は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

第7 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめ、当該報告書はその属する行政区域の都道府県知事又は食料産業局長が認める団体に報告する。
- 2 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事等に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。
また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事等に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

別記 7

研究開発・成果利用の促進事業

第 1 事業の内容等

1 事業内容

本事業は、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による地域資源を活用した新事業の創出等を促進するため、実用化の可能性がある研究開発成果（新技術等）の利用促進を図ることとし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 7 条又は第 8 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた研究開発・成果利用事業計画（以下「認定研究開発・成果利用事業計画」といい、同認定を受けた者を「認定研究開発・成果利用事業者」という。）に従って、多様な関係者が連携して行う次の取組を支援するものとする。

(1) 新技術等の導入実証

現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組

(2) 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立

商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組

(3) 新商品等の試験販売、販路開拓

新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組

2 交付対象経費

謝金（事業化検討会等に出席する専門家等への謝金）、旅費（事業化検討会等に出席する専門家、調査員等に係る旅費）、開発費（研究員手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、調査費（調査員手当（市場調査、消費者評価、経営分析・評価等））、検査・分析費（品質検査費、栄養成分分析費、機能性成分分析費、細菌検査費等）、試作品等製造費（技術士手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、資料作成費（調査資料作成費、会議資料作成費、報告書作成費、説明パンフ作成費、アンケート調査票作成費等）、会議費（会場費、会議機材借料等）、人件費（事務局人件費、評価会会場運営に係る人件費及びアンケート集計に係るアルバイト人件費等）、委託費（ラベル・パッケージデザイン作成等委託費）、実証施設・機材借料（加工施設・機材借料、冷蔵施設借料、衛生管理機材借料等）、その他の研究開発成果の利用促進に必要な取組に要する経費

（※）事業実施に必要な機材・資材の購入費は、1 件当たりの取得価格が 50 万円未満であって、借用が困難な場合に限り交付対象とする。

第2 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用事業者を含む関係者で構成する事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- 2 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 構成員の中に認定研究開発・成果利用事業者が含まれていること。
 - (2) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、原則、事業実施年度とする。ただし、事業成果の検証が事業終了後に得られるデータ等により行われる場合については、事業実施年度から3年以内で目標年度を設定することができる。
- 2 成果目標は、研究開発成果の活用により、農林水産物等又は新商品について、既存の技術等を活用した場合と比較して、生産等又は販売の効率性及びコスト面で一定程度の改善が図られること、既存の技術等では生産等又は販売を行うことができない生産等又は販売が行われること、研究開発成果について現場に即した利用体系が確立されること等、認定研究開発・成果利用事業の目標又はその前段階といえる目標を設定するものとする。

第4 採択基準

- 1 採択基準
 - (1) 認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う取組であること。
 - (2) 農林漁業者、試験研究機関、地方公共団体及び民間事業者等、関係者による研究開発成果の利用及び事業化に向けた連携体制が確保されていること。
 - (3) 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- 2 申請できない経費
 - (1) 事業を実施する上で必要とは認められない経費（本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費を含む。）は、所要額に含めることができない。
 - (2) 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。
 - ア 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - イ 交付金の交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定前に着手した場合を除く。）

ウ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

エ 本事業の実施に伴い相応の利益を得る可能性のある取組に関わる経費

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) (1) ただし書による交付決定前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画（別紙様式第7号により作成されたものをいう。以下別記7において同じ。）に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は、その委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率

を踏まえ記載すること。

- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1）事業実施主体の自社
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- 1 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。